

国立大学法人東京外国語大学職員給与規程

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
規則 第 5 4 号

改正 平成 16 年 10 月 1 日規則第 199 号 平成 17 年 7 月 1 日規則第 48 号
平成 17 年 11 月 22 日規則第 85 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 18 号
平成 19 年 3 月 20 日規則第 28 号 平成 20 年 1 月 30 日規則第 6 号
平成 20 年 2 月 1 日規則第 9 号 平成 20 年 4 月 1 日規則第 32 号
平成 20 年 6 月 24 日規則第 46 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 27 号
平成 21 年 6 月 26 日規則第 131 号 平成 21 年 12 月 1 日規則第 143 号
平成 22 年 3 月 23 日規則第 13 号 平成 22 年 9 月 28 日規則第 56 号
平成 22 年 12 月 1 日規則第 62 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 23 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 89 号 平成 24 年 10 月 23 日規則第 125 号
平成 25 年 3 月 26 日規則第 18 号 平成 25 年 11 月 19 日規則第 50 号
平成 26 年 3 月 27 日規則第 33 号 平成 26 年 12 月 2 日規則第 54 号
平成 27 年 3 月 27 日規則第 81 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 14 号
平成 29 年 2 月 2 日規則第 7 号 平成 29 年 3 月 28 日規則第 35 号
平成 30 年 3 月 27 日規則第 8 号 平成 31 年 1 月 25 日規則第 8 号
平成 31 年 3 月 25 日規則第 66 号 令和 2 年 1 月 30 日規則第 16 号
令和 3 年 3 月 26 日規則第 10 号 令和 4 年 3 月 25 日規則第 40 号
令和 4 年 7 月 26 日規則第 49 号 令和 5 年 1 月 31 日規則第 12 号
令和 5 年 3 月 27 日規則第 44 号 令和 6 年 1 月 29 日規則第 4 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 61 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成 16 年規則第 52 号。以下「就業規則」という。）第 3 7 条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学に所属する常勤の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 給与の支給等に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第 3 条 給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
基本給 基本給調整額 初任給調整手当 扶養手当 管理職手当 職務手当 職務付加手当 地域手当 住居手当	一の月の初日から末日まで	その月の 17 日（ただし、17 日が日曜日にあたる時は、15 日、17 日が土曜日にあたる時は、16 日、17 日が月曜日の休日にあたる時は、18 日）

通勤手当 単身赴任手当		
超過勤務手当 夜勤手当 管理職員特別勤務 手当 入試手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が月曜日の休日に当たるときは、18日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

（基本給の決定）

第4条 前条に規定する基本給は、国立大学法人東京外国語大学勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号。以下「勤務時間等規程」という。）第4条に規定する正規の勤務時間における勤務に対する報酬であって、各職員の受ける基本給は職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類及びその適用範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	適用範囲
事務・技術職基本給表 （別表第1-イ）	他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
技能職基本給表 （別表第1-ロ）	自動車運転手に適用する。
看護職基本給表 （別表第1-ハ）	看護師に適用する。
教育職基本給表 （別表第1-ニ）	教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。
指定職基本給表 （別表第1-ホ）	学長が指定する職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別に定めるとおりとする。

4 就業規則第24条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の基本給はその者に適用される基本給表の再雇用職員の欄に掲げる基本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（初任給）

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、決定する。

2 その他、初任給の決定に関し必要な事項は別に定める。

(昇格)

第6条 勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

2 その他、昇格に関し必要な事項は別に定める。

(降格)

第7条 職員が就業規則第13条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 その他、降格に関し必要な事項は別に定める。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日に、評価終了日以前1年間(基準期間)におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号(事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3号)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員の昇給については、その者の勤務成績が優秀である場合に限り行うこととし、昇給させる場合の号数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項は別に定める。

(特別の場合の昇給)

第9条 勤務成績が良好な職員が必要と認められる場合には、第8条の規定にかかわらず、特別に昇給させることができる。

(1) 特にすぐれた学術業績により表彰又は顕彰を受けた場合、その他特に必要と認められる場合

(2) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状況となった場合、その他特に必要と認められる場合

2 第1項による昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除

(基本給調整額)

第11条 職務の内容の特殊性により、同じ職務の級に属する他の職に比べて、基本給月額が適当でないと認められる者には、基本給調整額を支給する。

2 基本給調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 基本給調整額の支給方法に関し必要な事項は別に定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は保健管理センターに勤務する医師法(昭和23年法律第205号)に規定する医師免許を持つ職員であつてその採用が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定

する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年）を経過するまでの期間内に行われた職員に対して支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は次の表に掲げる採用の日以降の期間の区分に応じて同表に定める額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

採用の日以降の期間の区分	手当額	採用の日以降の期間の区分	手当額
1年未満	51,100円	18年以上19年未満	29,700円
1年以上2年未満	51,100円	19年以上20年未満	28,300円
2年以上3年未満	51,100円	20年以上21年未満	26,900円
3年以上4年未満	51,100円	21年以上22年未満	26,300円
4年以上5年未満	51,100円	22年以上23年未満	25,700円
5年以上6年未満	51,100円	23年以上24年未満	24,700円
6年以上7年未満	49,300円	24年以上25年未満	24,100円
7年以上8年未満	47,500円	25年以上26年未満	23,500円
8年以上9年未満	45,700円	26年以上27年未満	22,900円
9年以上10年未満	43,900円	27年以上28年未満	22,300円
10年以上11年未満	42,100円	28年以上29年未満	21,500円
11年以上12年未満	40,300円	29年以上30年未満	21,200円
12年以上13年未満	38,500円	30年以上31年未満	20,800円
13年以上14年未満	36,700円	31年以上32年未満	20,200円
14年以上15年未満	35,300円	32年以上33年未満	19,300円
15年以上16年未満	33,900円	33年以上34年未満	18,400円
16年以上17年未満	32,500円	34年以上35年未満	17,700円
17年以上18年未満	31,100円		

- 3 初任給調整手当の支給方法に関し必要な事項は別に定める。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある指定職基本給表の適用を受ける職員以外に対して支給する。ただし、事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものにあつては、次項の表の対象者欄に掲げる満22歳に達する日以降の最初

の3月31日までの間にある子に限り支給するものとする。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者とし、手当の月額は、同表に定める手当額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1人につき6,500円（事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものについては3,500円）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 4 扶養手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当等）

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次の表に掲げる職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職 務 の 区 分	職務の級	支給額
事務局長	9	104,200円
	8	94,000円
総務企画部長	8	94,000円
学務部長	7	88,500円
総務企画課長 人事労務課長 会計課長 施設企画課長 研究協力課長 学術情報課長 教務課長 学生課長 入試課長	6	62,300円
	5	59,500円
留学生課長 研究院事務課長 情報企画室長 国際化拠点室長 広報・社会連携課長 監査室事務室長 アラムナイ室長		
大学院総合国際学研究院長 大学院国際日本学研究院長 言語文化学部長 国際社会学部長 国際日本学部長 アジア・アフリカ言語文化研究所長	5	115,000円
附属図書館長	5	110,000円
保健管理センター所長 総合情報コラボレーションセンター長 現代アフリカ地域研究センター長	5	80,000円
大学院総合国際学研究院副研究院長 大学院国際日本学研究	5	60,000円

院副研究院長 言語文化学部副学部長 国際社会学部副学部長 国際日本学部副学部長 アジア・アフリカ言語文化研究所副所長 情報資源利用研究センター長		
---	--	--

- 2 管理職手当の月額、前項の表に掲げる職務の区分及び職務の級に応じて、同表に掲げる支給額とする。ただし、前項の表に掲げる支給額によりがたい場合にはその都度学長が定める支給額とすることができるものとする。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労基法第37条第3項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含まないものとする。
- 4 管理職手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 職務手当は、法令等により本学におくこととされている職務に従事する職員のうち次の表に掲げる職務に従事する職員に支給する。

職務の区分	支給額
産業医	13,300円

- 6 職務手当の月額は、前項の表に掲げる職務の区分に応じて、同表に掲げる支給額とする。

（職務付加手当）

第14条の2 職務付加手当は、職務の困難性又は著しく負担のかかる職務の地位にある職員のうち次の表に掲げる職員に支給する。ただし、前条の管理職手当を支給される職員には支給しない。

職務の区分	支給額
学長補佐（学長特別補佐）	60,000円
学長補佐（学長特命補佐）	30,000円

（地域手当）

第15条 地域手当の月額は、基本給、基本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

- 2 前項にかかわらず、人事交流により採用した職員のうち、従前に受けていた地域手当又はそれに相当する手当の支給率が100分の15を超えて支給されていた者については、国家公務員の例に準じて所要の異動保障を行うことができる。ただし、派遣元機関との人事交流協定により派遣された職員については、派遣元機関で受けていた地域手当に相当する手当の支給の実態に応じて、100分の20を限度として支給することができる。
- 3 地域手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（イに掲げる職員のうちロに掲げる職員でもあるものについては、イに定める額及びロに定める額の合計額）と

する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分		手当額
イ 自ら居住するため住宅（貸間を含む。この表のハにおいて同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の国立大学法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。）	月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から 16,000 円を控除した額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この表において同じ。）
	月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円を 11,000 円に加算した額）
ロ 第 18 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の国立大学法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると学長が認めたもの		イに掲げる職員の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額

2 住居手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、各区分に定める方法によらなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員	次のイ及びロに掲げる支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる場合 発行されている定期券の最長通用期間に相当する期間 ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる場合 1 ヶ月 ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 ヶ月あたりの運賃等相当額」という。）が、55,000 円を超えるときは、55,000 円にその者の通勤手当に係る支給単位期間の月数を乗じて得た額（2 以上の交通機関等を利用する場合でその運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で学長が認めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員	1ヶ月につき、片道の自動車等の使用距離に応じた右欄の額	
	5 km 未満	2,000 円
	5 km 以上 10km 未満	4,200 円
	10km 以上 15km 未満	7,100 円
	15km 以上 20km 未満	10,000 円
	20km 以上 25km 未満	12,900 円
	25km 以上 30km 未満	15,800 円
	30km 以上 35km 未満	18,700 円
	35km 以上 40km 未満	21,600 円
	40km 以上 45km 未満	24,400 円
	45km 以上 50km 未満	26,200 円
	50km 以上 55km 未満	28,000 円
	55km 以上 60km 未満	29,800 円
60km 以上	31,600 円	
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(1)及び(2)に掲げる額の合計額（1ヶ月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、(1)により算出した額とし、その額が(2)に掲げる額に満たないときは、(2)に掲げる額とする。	

2 他の国立大学法人等及び国の機関から採用（以下「当該異動」という。）した職員で前項の表の職員の区分が(1)又は(3)となる職員のうち、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして学長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）

を負担することを常例とするもの（当該異動の事情等を考慮して学長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	手 当 額
新幹線鉄道等に係る通勤手当	前項に掲げる支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヶ月あたりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1ヶ月あたりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
上記以外に係る通勤手当	前項の規定による額

3 通勤手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第18条 人事交流等本学の定める事由に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、次の表に掲げる職員と配偶者の住居との間の交通距離に応じて同表に定める額とする。

交通用具の距離	手当額
100キロメートル未満	30,000円

100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	38,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	46,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	54,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	62,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	70,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	76,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	82,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	88,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	94,000 円
2,500 キロメートル以上	100,000 円

3 単身赴任手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第 19 条 次に掲げる勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 勤務時間等規程第 4 条に規定する正規の勤務時間が割り振られた日における正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた勤務 100 分の 125

(2) 第 3 号及び第 4 号に定める場合を除く勤務時間等規程第 8 条の規定による休日（同規程第 9 条の規定により振替となり又は第 10 条の規定により代休となった日を含む。）における勤務 100 分の 135

(3) 勤務時間規程第 8 条の規定による休日における勤務において、その休日を同規程第 9 条の規定により当該勤務を行った週以外の週に振替とした場合の当該勤務 100 分の 25

(4) 前 2 号の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 8 条第 1 項第 5 号の規定による休日における勤務 100 分の 100

2 前項に規定する勤務（勤務時間等規程第 8 条第 2 項に定める法定休日の勤務は除く。

）のうち、一箇月について 60 時間を超える勤務を命ぜられた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前 2 項の手当支給の基礎となる勤務時間数は、その第 3 条に規定する給与の計算期間の全時間数（第 1 項第 1 号、第 2 号又は前項の該当時間数を各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において 1 時間未満の端数が 30 分以上のときは 1

時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 4 第1項及び第2項の勤務には勤務時間規程第12条ただし書きにより正規の時間をこえて勤務したとみなされることとなった勤務を含むものとする。

(夜勤手当)

第20条 午後10時から午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員(勤務時間規程第12条ただし書きにより正規の時間をこえて勤務したとみなされることとなった職員を含む。)には、その全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

- 2 前項の手当支給の基礎となる勤務時間数は、その第3条に規定する給与の計算期間の全時間数(前条第1項又は第2項の該当時間数を各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第20条及び第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給調整額並びにこれらに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 次の表に掲げる職員の臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第8条の規定による休日(同規程第9条の規定により振替となり又は第10条の規定により代休となった日を含む。)に勤務した場合や災害への対処その他臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、勤務1回につき、同表に定める区分に応じ管理職員特別勤務手当を支給する。

職 務 の 区 分	手 当 額	
	休日の勤務(実働時間が6時間を超える場合)	休日以外の午前0時から午前5時までの勤務
指定職基本給表の適用を受ける職員	12,000円 (18,000円)	6,000円
事務局長 総務企画部長 学務部長	10,000円 (15,000円)	5,000円
大学院総合国際学研究院長 大学院国際日本学研究院長 言語文化学部長 国際社会学部長 国際日本学部長 附属図書館長 アジア・アフリカ言語文化研究所長	8,500円 (12,250円)	4,300円
総務企画課長 人事労務課長 会計課長 施設企画課長 研究協力課長 学術情報課長 教務課長 学生課長 入試課長 留学生課長 研究	7,000円 (10,500円)	3,500円

院事務課長 情報企画室長 国際化拠点室長 広報・社会連携課長 監査室事務室長 アラム ナイ室長 大学院総合国際学研究院副研究院長 大学院国際日本学研究院副研究院長 言語文化 学部副学部長 国際社会学部副学部長 国際日 本学部副学部長 アジア・アフリカ言語文化研 究所副所長 総合情報コラボレーションセンタ ー長 保健管理センター所長 現代アフリカ地 域研究センター長 情報資源利用研究センター 長		
---	--	--

2 管理職員特別勤務手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(入試手当)

第22条の2 入試手当は次の表に掲げる本学の実施する入学試験業務を命じられ、これに従事する職員に、その業務の複雑、困難、責任の度及び業務の強度に基づき支給するものとし、手当の額は、同表に定める区分に応じた手当額欄の額又は1,300円に点数欄の数を乗じて得られた額とする。

区 分		手当額	点数	備 考
前期日程	出題・採点責任者	—	36	
	出題委員	—	28	
	採点・集計委員	—	5	英語及び世界史及び日本史は、各8点
	リスニング試験委員	—	2	
	スピーキング試験委員	—	1	
	試験問題点検委員	—	8	
	試験監督員	—	4	
	試験本部要員	—	4	
後期日程	出題・採点責任者	—	24	
	出題委員	—	19	
	採点・集計委員	—	5	英語又は小論文は、7点
	試験問題点検委員	—	6	
	試験監督員	—	4	
	試験本部要員	—	4	

学部

学部特別選抜(*)	書類審査委員	—	1	審査数×1点 上限8点
	出題・採点責任者	—	19	
	出題委員	—	16	
	採点・集計委員	—	5	
	試験問題点検委員	—	6	
	試験監督員	—	4	
	面接試験員	—	2	受験者数×2点
	試験本部要員	—	4	
編入学	書類審査委員	—	1	審査数×1点 上限8点
	出題・採点責任者	—	19	
	出題委員	—	16	
	採点・集計委員	—	5	
	試験問題点検委員	—	6	
	試験監督員	—	4	
	面接試験員	—	2	受験者数×2点
	試験本部要員	—	4	
科目等履修生	試験実施教員	—	2	試験・面接を実施した場合
研究生	試験実施教員	—	2	試験・面接を実施した場合
その他	試験問題分封委員	—	2	
	リスニング点検委員	—	2	
	入試情報処理委員	—	4	
	出題・採点責任者	—	6	
	出題委員	—	5	
	採点・集計委員	—	2	

大学院	博士前期課程	協力者	—	5	(1) 出題のみの場合は、4点 (2) 採点のみの場合は、3点
		試験問題点検委員	—	1	
		試験監督員	—	1	
		書類審査委員	—	4	
		口述試験員	—	2	受験者数×2点
		試験本部要員	—	2	
	博士後期課程	出題・採点委員（主査・副査）	—	3	
		協力者	—	3	
		試験問題点検委員	—	1	
		試験監督員	—	1	
		口述試験員	—	2	受験者数×2点
試験本部要員		—	1		
研究生	試験実施教員	—	2	試験・面接を実施した場合	
大学入試センター	試験実施	試験監督員	24,000	—	
		試験本部要員	24,000	—	
	試験問題分封	試験問題分封委員	12,000	—	

(*) 学部特別選抜には、学校推薦型選抜、帰国生等特別推薦選抜、私費外国人留学生選抜、日本留学試験利用選抜、及び海外高校推薦選抜が該当する。

2 入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡（以下「退職等」という。次条について同じ。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 期末手当の額は、次の式によって算出される額とする。

基準日（退職等をした職員は退職等した日）現在に受けるべき基本給等（基本給月額＋

基本給調整額月額＋扶養手当月額＋地域手当月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額)
 × (期別支給割合) × (在職期間別割合)

3 前項の役職別段階加算額は次の表に掲げる職員区分に応じ、基本給月額及び基本給調整額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額に加算率を乗じて得た額（次条において同じ。）とする。

① 事務・技術職基本給表適用者

職 員	加算率
職務の級 10 級、9 級及び 8 級の職員	100 分の 20
職務の級 7 級及び 6 級の職員	100 分の 15
職務の級 5 級及び 4 級の職員	100 分の 10
職務の級 3 級の職員	100 分の 5

② 看護職基本給表適用者

職 員	加算率
職務の級 3 級及び 2 級（短大卒 15 年以上に限る。）の職員	100 分の 5

③ 教育職基本給表適用者

職 員	加 算 率
職務の級 5 級の職員	100 分の 15（学長が定める者にあつては 100 分の 20）
職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 10（職務の級 4 級の職員のうち学長が定める者にあつては 100 分の 15）
職務の級 2 級（修士修了後 5 年以上に限る。）の職員	100 分の 5

4 第 2 項の管理職加算額は次の表に掲げる職員区分に応じ基本給月額に加算率を乗じて得た額（次条において同じ。）とする。

職 員	加算率
事務局長、総務企画部長、学務部長	100 分の 15
大学院総合国際学研究院長、大学院国際日本学研究院長、言語文化学部長、国際社会学部長、国際日本学部長、アジア・アフリカ言語文化研究所長、附属図書館長	100 分の 10

5 第 2 項の期別支給割合は次の表に掲げる支給割合とする。

支 給 割 合		
一般の職員	特定管理職員	再雇用職員
100 分の 122.5	100 分の 102.5	100 分の 68.75

※「特定管理職員」とは、事務局長、総務企画部長及び学務部長（以下この規程において同じ。）をいう。

- 6 第2項の在職期間別割合は基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定めた支給割合とする。この場合において、別に定める期間は在職期間から除算するものとする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 7 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者

ロ 刑事休職者

ハ 停職者

ニ 育児休業者又は出生時育児休業者（基準日以前に勤務した期間等がある職員を除く。）

ホ 介護休業者（基準日以前に勤務した期間等がある職員を除く。）

(2) 基準日1月以内に退職（解雇の場合を除く。）した職員のうち、次に掲げる職員

イ 退職した日に前号に該当する職員であった者

ロ 退職した後基準日までの間において引き続き他の国立大学法人等の職員となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

- 8 期末手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職等した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は次の式によって算出される額とする。

基準日（退職等をした職員は退職等した日）現在に受けるべき基本給等（基本給月額＋基本給調整額月額＋地域手当月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×（期間率）×（成績率）

- 3 前項の役職別段階加算額及び管理職加算額は前条第3項及び第4項の規定を準用する。

第7項において同じ。

- 4 第2項の地域手当の月額額は扶養手当及び管理職手当はその基礎としない。

- 5 第2項の期間率は基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応

じ、次の表に定めた割合とする。この場合において、別に定める期間は勤務期間から除算するものとする。

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

6 第2項の成績率は100分の205（特定管理職員にあっては100分の245）を超えない範囲で次の表の勤務成績に対する成績率を基準に定める。

勤務成績	成 績 率		
	一般の職員	特定管理職員	再雇用職員
特に優秀	100分の121.5以上	100分の145.5以上	—
優秀	100分の110以上 100分の121.5未満	100分の131以上 100分の145.5未満	100分の50.25以上
良好	100分の98.5	100分の118.5	100分の46.75
不良	100分の90以下	100分の109以下	100分の44.75以下

7 各期の勤勉手当の総額は次の式で算出される額の範囲内とする。

基準日において本学に所属する職員（次項に定める職員を除く。）に対する（基本給月額＋基本給調整額月額＋扶養手当月額＋地域手当月額＋役職別段階加算額＋管理職加

算額) × 100分の102.5 (特定管理職員にあっては100分の122.5、再雇用職員にあっては100分の48.75) の総額

8 前条第7項の規定は、同項第1号中イ、ロを「休職にされている者」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

9 勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(期末特別手当)

第24条の2 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職基本給表の適用を受ける職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇され(就業規則第56条第2項による場合を除く。)又は死亡した職員で指定基本給表の適用を受けていた者についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(就業規則第17条第1項の規定により休職にされている者(第26条第1号の規定の適用を受ける者を除く。))以外の職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「期末特別手当基礎額」という。)を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、第23条第6項の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額)とする。

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第56条第2項の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額の合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。

4 第23条第7項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

5 期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第19条及び第22条の2の規定は、第14条第1項に掲げる職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第12条、第13条及び第16条の規定は、再雇用職員には適用しない。

3 第6条、第8条、第12条、第13条、第16条、第18条、第23条、第24条及び第24条の2の規定は、就業規則第23条の選択定年制において満64歳又は満65歳の定年を選択した職員には適用しない。

4 前項の適用は、その者が満64歳となる年度の初めの月からとする。

(休職者の給与)

第26条 職員が休職となった場合には、その休職の期間中、次の各号に定める場合を除き、いかなる給与も支給しない。

(1) 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により採用等規程第21条第1項第1号の休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただ

し、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金等がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した額を支給する。

- (2) 職員が前号の傷病以外の傷病により採用等規程第 21 条第 1 項第 1 号の休職を命ぜられた場合には、その休職期間が 1 年（結核性疾病にあつては 2 年）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- (3) 第 1 項の規定にかかわらず、職員が採用等規程第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- (4) 第 1 項の規定にかかわらず、職員が採用等規程第 21 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- (5) 第 1 項の規定にかかわらず、採用等規程第 21 条第 1 項第 4 号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条に規定する通勤による災害を受けたと認められた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

（育児休業者等の給与）

第 27 条 国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程（平成 16 年規則第 58 号。以下「育休規程」という。）第 3 条の規定による育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、期末特別手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第 23 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第 24 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員

- (3) 育児休業又は出生時育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業又は出生時育児休業をした期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、その者の基本給月額を調整し又は昇給する号俸を調整することができる。
- (4) 職員が育休規程第 11 条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1

時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(介護休業者の給与)

第28条 国立大学法人東京外国語大学職員介護休業規程（平成16年規則第59号。以下「介護休業規程」という。）第3条の規定による介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、期末特別手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

- (3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該介護休業をした期間を3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、その者の基本給月額を調整し又は昇給する号俸を調整することができる。
- (4) 職員が介護休業規程第9条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第29条 職員が勤務しないときは、勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第21条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業の時間数及び介護部分休業の時間数の合計とする。
- 3 当分の間、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。
- 4 前項の病気休暇の期間計算においては、時間及び分単位の病気休暇を取得した日であっても、90日の期間計算においては1日として算入する。
- 5 基本給の半額が減ぜられるのは、90日経過後の引き続き勤務しない期間（勤務時間等規程第23条第8項の規定により、病気休暇を取得した期間を含む。）において一日

の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しない日とする。

(日割計算等)

第30条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その月の現日数から勤務時間規程第8条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、基本給調整額、初任給調整手当、管理職手当、地域手当の支給について準用する。

(端数計算)

第31条 第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第32条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(基本給等の訂正)

第32条の2 職員の基本給の決定及び諸手当の認定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(給与の支払)

第33条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(実施に関し必要な事項)

第34条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めるもののほか、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の例に準じるものとする。

(この規則によりがたい場合の措置)

第35条 この規程によりがたい特別な事情のある場合の職員の給与については、当面の間、学長が国家公務員等の例に準じてその都度決定する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条により国立大学法人等の設立の日において国立大学法人東京外国語大学の職員となった者及びこれに準ずると学長の認める者(以下「継承職員等」という。)の基本給月額は、この規定及び別に定めるも

のにかかわらず、国立大学法人東京外国語大学の成立の日において、国家公務員として適用されていた俸給表を次の表の区分により対応させた基本給表を適用して、又、その職務の級及び号は国家公務員として受けていた職務の級及び号に相当する職務の級及び号を受けのものとして決定するものとする。これによりがたい場合は、その都度別に定める。

国家公務員として受けていた俸給表	対応する本学の基本給表
行政職俸給表（一）	事務・技術職基本給表
行政職俸給表（二）	技能職基本給表
医療職俸給表（三）	看護職基本給表
教育職俸給表（一）	教育職基本給表

- 3 国立大学法人法附則第4条により国立大学法人等の設立の日において国立大学法人東京外国語大学の職員となった者の給与の支給について、平成16年3月31日までに東京外国語大学長に対して人事院規則9-7第1条の3の申し出がなされている場合において職員から別段の申し出がない場合は、第33条第2項の申し出がなされたものとみなして、給与をその方法によって支払うものとする。
- 4 継承職員等のうち平成16年3月31日に現に給与法第11条の6及び第11条の7に規定する調整手当の支給を受けていた者に対する第15条の調整手当の支給については第1項の「100分の10」を、引き続き給与法の適用を受けるものとした場合にその者に適用されることとなる割合で読み替えて、第15条の規定を適用するものとする。
- 5 継承職員等のうち給与法改正法（平成10年10月16日法律第120号）附則第11条に規定する昇給停止に関する経過措置の対象者であった者については、第8条第3項の規定にかかわらず、引き続き給与法の適用を受けるものとした場合の例に準じて昇給させることができるものとする。
- 6 削除
- 7 当面の間、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当についてはこの規程の施行日において一般職の国家公務員に適用されている給与法、人事院規則等の諸規定に準じて支給するものとする。この場合において管理職手当は給与法において「俸給の特別調整額」として規定される給与に準じるものとする。
- 8 職務手当の具体的な支給に当たっては、給与額計算のシステム構築に時間がかかると思われることから、当面の間、管理職手当の率に職務手当の率を加えた率を管理職手当等として支給するものとする。
- 9 職務手当は、当面の間、調整手当（第21条に規定する勤務1時間あたり給与額における調整手当を含む。期末手当及び勤勉手当における調整手当は除く。）の基礎とする。

附 則

この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成16年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）の次の表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

基本給表	旧 級	新 級
事務・技術職	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級

- 3 切替日の前日において別表第1の基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号（以下「新号」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号（以下「旧号」という。）及びその者が旧号を受けていた期間に応じて次の表の定める号とする。

事務・技術職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		1			1	1	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1

	12 月 以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月 未 満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月 以 上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月 未 満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月 以 上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月 未 満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月 以 上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月 未 満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月 以 上 9 月 未 満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月 以 上 12 月 未 満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月 以 上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月 未 満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月 以 上 6 月 未 満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1

	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35

	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				

	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							
	3 月未満			121							

31	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							
外 1	3 月未満					109	89	77	69	53	
	3 月以上 6 月未満					110	90	78	70	54	
	6 月以上 9 月未満					111	91	79	71	55	
	9 月以上 12 月未満					112	92	80	72	56	
	12 月以上					113	93	81	73	57	
外 2	3 月未満								73	57	
	3 月以上 6 月未満								74	58	
	6 月以上 9 月未満								75	59	
	9 月以上 12 月未満								76	60	
	12 月以上								77	61	

技能職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級
1	3 月未満			1
	3 月以上 6 月未満			1
	6 月以上 9 月未満			1
	9 月以上 12 月未満			1
	12 月以上			1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1
	12 月以上	5	5	1
3	3 月未満	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2
	6 月以上 9 月未満	7	7	3
	9 月以上 12 月未満	8	8	4
	12 月以上	9	9	5
4	3 月未満	9	9	5
	3 月以上 6 月未満	10	10	6
	6 月以上 9 月未満	11	11	7
	9 月以上 12 月未満	12	12	8
	12 月以上	13	13	9

5	3 月未滿	13	13	9
	3 月以上 6 月未滿	14	14	10
	6 月以上 9 月未滿	15	15	11
	9 月以上 12 月未滿	16	16	12
	12 月以上	17	17	13
6	3 月未滿	17	17	13
	3 月以上 6 月未滿	18	18	14
	6 月以上 9 月未滿	19	19	15
	9 月以上 12 月未滿	20	20	16
	12 月以上	21	21	17
7	3 月未滿	21	21	17
	3 月以上 6 月未滿	22	22	18
	6 月以上 9 月未滿	23	23	19
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20
	12 月以上	25	25	21
8	3 月未滿	25	25	21
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24
	12 月以上	29	29	25
9	3 月未滿	29	29	25
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28

	12 月 以上	33	33	29
10	3 月 未 滿	33	33	29
	3 月 以 上 6 月 未 滿	34	34	30
	6 月 以 上 9 月 未 滿	35	35	31
	9 月 以 上 12 月 未 滿	36	36	32
	12 月 以 上	37	37	33
	11	3 月 未 滿	37	37
3 月 以 上 6 月 未 滿		38	38	34
6 月 以 上 9 月 未 滿		39	39	35
9 月 以 上 12 月 未 滿		40	40	36
12 月 以 上		41	41	37
12		3 月 未 滿	41	41
	3 月 以 上 6 月 未 滿	42	42	38
	6 月 以 上 9 月 未 滿	43	43	39
	9 月 以 上 12 月 未 滿	44	44	40
	12 月 以 上	45	45	41
	13	3 月 未 滿	45	45
3 月 以 上 6 月 未 滿		46	46	42
6 月 以 上 9 月 未 滿		47	47	43
9 月 以 上 12 月 未 滿		48	48	44
12 月 以 上		49	49	45
		3 月 未 滿	49	49
	3 月 以 上 6 月 未 滿	50	50	46

14	6 月以上 9 月未滿	51	51	47
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48
	12 月以上	53	53	49
15	3 月未滿	53	53	49
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52
	12 月以上	57	57	53
16	3 月未滿	57	57	53
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56
	12 月以上	61	61	57
17	3 月未滿	61	61	57
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60
	12 月以上	65	65	61
18	3 月未滿	65	65	61
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64
	12 月以上	69	69	65

19	3 月未滿	69	69	65
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66
	12 月以上	73	73	67
20	3 月未滿	73	73	67
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68
	12 月以上	77	77	69
21	3 月未滿	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72
	12 月以上	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74
	9 月以上 12 月未滿	84	84	74
	12 月以上	85	85	75
23	3 月未滿	85	85	75
	3 月以上 6 月未滿	86	86	75
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76

	9 月以上 12 月未滿	88	88	76
	12 月以上	89	89	77
24	3 月未滿	89	89	77
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78
	12 月以上	93	93	79
25	3 月未滿	93	93	79
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80
	12 月以上	97	97	81
26	3 月未滿	97	97	81
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84
	12 月以上	101	101	85
27	3 月未滿	101	101	85
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86
	12 月以上	105	105	87
	3 月未滿	105	105	87

28	3 月以上 6 月未滿	106	106	87
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88
	12 月以上	109	109	89
29	3 月未滿	109	109	89
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92
	12 月以上	113	113	93
30	3 月未滿	113	113	93
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94
	12 月以上	117	117	95
31	3 月未滿	117	117	95
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96
	12 月以上	121	121	97
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	121	122	
	6 月以上 9 月未滿	121	123	
	9 月以上 12 月未滿	121	124	

	12 月以上	121	125	
33	3 月未満		125	
	3 月以上 6 月未満		126	
	6 月以上 9 月未満		127	
	9 月以上 12 月未満		128	
	12 月以上		129	

看護職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3 月未満			1
	3 月以上 6 月未満			1
	6 月以上 9 月未満			1
	9 月以上 12 月未満			1
	12 月以上			1
2	3 月未満	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3	3
	9 月以上 12 月未満	4	4	4
	12 月以上	5	5	5
	3 月未満	5	5	5
	3 月以上 6 月未満	6	6	6

3	6 月以上 9 月未滿	7	7	7
	9 月以上 12 月未滿	8	8	8
	12 月以上	9	9	9
4	3 月未滿	9	9	9
	3 月以上 6 月未滿	10	10	10
	6 月以上 9 月未滿	11	11	11
	9 月以上 12 月未滿	12	12	12
	12 月以上	13	13	13
5	3 月未滿	13	13	13
	3 月以上 6 月未滿	14	14	14
	6 月以上 9 月未滿	15	15	15
	9 月以上 12 月未滿	16	16	16
	12 月以上	17	17	17
6	3 月未滿	17	17	17
	3 月以上 6 月未滿	18	18	18
	6 月以上 9 月未滿	19	19	19
	9 月以上 12 月未滿	20	20	20
	12 月以上	21	21	21
7	3 月未滿	21	21	21
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24
	12 月以上	25	25	25

8	3 月未滿	25	25	25
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28
	12 月以上	29	29	29
9	3 月未滿	29	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32
	12 月以上	33	33	33
10	3 月未滿	33	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36
	12 月以上	37	37	37
11	3 月未滿	37	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40
	12 月以上	41	41	41
12	3 月未滿	41	41	41
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43

	9 月以上 12 月未滿	44	44	44
	12 月以上	45	45	45
13	3 月未滿	45	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48
	12 月以上	49	49	49
14	3 月未滿	49	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52
	12 月以上	53	53	53
15	3 月未滿	53	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56
	12 月以上	57	57	57
16	3 月未滿	57	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60
	12 月以上	61	61	61
	3 月未滿	61	61	61

17	3 月以上 6 月未滿	62	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64
	12 月以上	65	65	65
18	3 月未滿	65	65	65
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68
	12 月以上	69	69	69
19	3 月未滿	69	69	69
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72
	12 月以上	73	73	73
20	3 月未滿	73	73	73
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76
	12 月以上	77	77	77
21	3 月未滿	77	77	77
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80

	12 月以上	81	81	81
22	3 月未滿	81	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84
	12 月以上	85	85	85
	23	3 月未滿	85	85
3 月以上 6 月未滿		86	86	86
6 月以上 9 月未滿		87	87	87
9 月以上 12 月未滿		88	88	88
12 月以上		89	89	89
24		3 月未滿	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92
	12 月以上	93	93	93
	25	3 月未滿	93	93
3 月以上 6 月未滿		94	94	94
6 月以上 9 月未滿		95	95	95
9 月以上 12 月未滿		96	96	96
12 月以上		97	97	97
		3 月未滿	97	97
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98

26	6 月以上 9 月未滿	99	99	99
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100
	12 月以上	101	101	101
27	3 月未滿	101	101	101
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
28	3 月未滿	105	105	105
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未滿	109	109	109
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未滿	113	113	113
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116
	12 月以上	117	117	117

31	3 月未滿	117	117	117
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	122	122	
	6 月以上 9 月未滿	123	123	
	9 月以上 12 月未滿	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未滿	125	125	
	3 月以上 6 月未滿	126	126	
	6 月以上 9 月未滿	127	127	
	9 月以上 12 月未滿	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未滿	129	129	
	3 月以上 6 月未滿	130	130	
	6 月以上 9 月未滿	131	131	
	9 月以上 12 月未滿	132	132	
	12 月以上	133	133	

35	3 月未滿	133	133	
	3 月以上 6 月未滿	134	134	
	6 月以上 9 月未滿	135	135	
	9 月以上 12 月未滿	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未滿	137	137	
	3 月以上 6 月未滿	138	138	
	6 月以上 9 月未滿	139	139	
	9 月以上 12 月未滿	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未滿	141	141	
	3 月以上 6 月未滿	142	142	
	6 月以上 9 月未滿	143	143	
	9 月以上 12 月未滿	144	144	
	12 月以上	145	145	
38	3 月未滿	145	145	
	3 月以上 6 月未滿	146	146	
	6 月以上 9 月未滿	147	147	
	9 月以上 12 月未滿	148	148	

	12 月以上	149	149	
39	3 月未満	149		
	3 月以上 6 月未満	150		
	6 月以上 9 月未満	151		
	9 月以上 12 月未満	152		
	12 月以上	153		
	40	3 月未満	153	
3 月以上 6 月未満		154		
6 月以上 9 月未満		155		
9 月以上 12 月未満		156		
12 月以上		157		
41	3 月未満	157		
	3 月以上 6 月未満	158		
	6 月以上 9 月未満	159		
	9 月以上 12 月未満	160		
	12 月以上	161		

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧 級 経過期間	新 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3 月未満			1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1

	6 月以上 9 月未滿			1	1	1
	9 月以上 12 月未滿			1	1	1
	12 月以上			1	1	1
2	3 月未滿	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1
3	3 月未滿	5	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未滿	8	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	9	1	1
4	3 月未滿	9	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未滿	10	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未滿	11	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	13	5	1
5	3 月未滿	13	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未滿	14	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	16	8	1

	12 月 以上	17	17	17	9	1
6	3 月 未 滿	17	17	17	9	1
	3 月 以上 6 月 未 滿	18	18	18	10	2
	6 月 以上 9 月 未 滿	19	19	19	11	3
	9 月 以上 12 月 未 滿	20	20	20	12	4
	12 月 以上	21	21	21	13	5
7	3 月 未 滿	21	21	21	13	5
	3 月 以上 6 月 未 滿	22	22	22	14	6
	6 月 以上 9 月 未 滿	23	23	23	15	7
	9 月 以上 12 月 未 滿	24	24	24	16	8
	12 月 以上	25	25	25	17	9
8	3 月 未 滿	25	25	25	17	9
	3 月 以上 6 月 未 滿	26	26	26	18	10
	6 月 以上 9 月 未 滿	27	27	27	19	11
	9 月 以上 12 月 未 滿	28	28	28	20	12
	12 月 以上	29	29	29	21	13
9	3 月 未 滿	29	29	29	21	13
	3 月 以上 6 月 未 滿	30	30	30	22	14
	6 月 以上 9 月 未 滿	31	31	31	23	15
	9 月 以上 12 月 未 滿	32	32	32	24	16
	12 月 以上	33	33	33	25	17
	3 月 未 滿	33	33	33	25	17

10	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	37	29	21
11	3 月未滿	37	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	41	33	25
12	3 月未滿	41	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	45	37	29
13	3 月未滿	45	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	39	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	49	41	33
14	3 月未滿	49	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	44	36

	12 月以上	53	53	53	45	37
15	3 月未滿	53	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	47	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	57	49	41
	16	3 月未滿	57	57	57	49
3 月以上 6 月未滿		58	58	58	50	42
6 月以上 9 月未滿		59	59	59	51	43
9 月以上 12 月未滿		60	60	60	52	44
12 月以上		61	61	61	53	45
17		3 月未滿	61	61	61	53
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	54	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	55	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	65	57	49
	18	3 月未滿	65	65	65	57
3 月以上 6 月未滿		66	66	66	58	50
6 月以上 9 月未滿		67	67	67	59	51
9 月以上 12 月未滿		68	68	68	60	52
12 月以上		69	69	69	61	53
19		3 月未滿	69	69	69	61
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62	54

	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	73	65	57
20	3 月未滿	73	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	67	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	77	69	61
	21	3 月未滿	77	77	77	69
3 月以上 6 月未滿		78	78	78	70	62
6 月以上 9 月未滿		79	79	79	71	63
9 月以上 12 月未滿		80	80	80	72	64
12 月以上		81	81	81	73	65
22	3 月未滿	81	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	85	77	69
23	3 月未滿	85	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79	71
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	89	81	73

24	3 月未滿	89	89	89	81	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	84	
	12 月以上	93	93	93	85	
25	3 月未滿	93	93	93	85	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	88	
	12 月以上	97	97	97	89	
26	3 月未滿	97	97	97	89	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	92	
	12 月以上	101	101	101	93	
27	3 月未滿	101	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104		

	12 月 以 上	105	105	105		
28	3 月 未 满	105	105	105		
	3 月 以 上 6 月 未 满	106	106	106		
	6 月 以 上 9 月 未 满	107	107	107		
	9 月 以 上 12 月 未 满	108	108	108		
	12 月 以 上	109	109	109		
29	3 月 未 满	109	109			
	3 月 以 上 6 月 未 满	110	110			
	6 月 以 上 9 月 未 满	111	111			
	9 月 以 上 12 月 未 满	112	112			
	12 月 以 上	113	113			
30	3 月 未 满	113	113			
	3 月 以 上 6 月 未 满	114	114			
	6 月 以 上 9 月 未 满	115	115			
	9 月 以 上 12 月 未 满	116	116			
	12 月 以 上	117	117			
31	3 月 未 满	117	117			
	3 月 以 上 6 月 未 满	118	118			
	6 月 以 上 9 月 未 满	119	119			
	9 月 以 上 12 月 未 满	120	120			

	12 月 以 上	121	121			
32	3 月 未 满	121	121			
	3 月 以 上 6 月 未 满	122	122			
	6 月 以 上 9 月 未 满	123	123			
	9 月 以 上 12 月 未 满	124	124			
	12 月 以 上	125	125			
	33	3 月 未 满	125	125		
3 月 以 上 6 月 未 满		126	126			
6 月 以 上 9 月 未 满		127	127			
9 月 以 上 12 月 未 满		128	128			
12 月 以 上		129	129			
34	3 月 未 满	129	129			
	3 月 以 上 6 月 未 满	130	130			
	6 月 以 上 9 月 未 满	131	131			
	9 月 以 上 12 月 未 满	132	132			
	12 月 以 上	133	133			
35	3 月 未 满	133				
	3 月 以 上 6 月 未 满	134				
	6 月 以 上 9 月 未 满	135				

	9 月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
36	3 月未滿	137				
	3 月以上 6 月未滿	138				
	6 月以上 9 月未滿	139				
	9 月以上 12 月未滿	140				
	12 月以上	141				
37	3 月未滿	141				
	3 月以上 6 月未滿	142				
	6 月以上 9 月未滿	143				
	9 月以上 12 月未滿	144				
	12 月以上	145				
38	3 月未滿	145				
	3 月以上 6 月未滿	146				
	6 月以上 9 月未滿	147				
	9 月以上 12 月未滿	148				
	12 月以上	149				
外 1	3 月未滿				93	73
	3 月以上 6 月未滿				94	74
	6 月以上 9 月未滿				95	75

	9 月以上 12 月未満				96	76
	12 月以上				97	77
外 2	3 月未満					77
	3 月以上 6 月未満					78
	6 月以上 9 月未満					79
	9 月以上 12 月未満					80
	12 月以上					81

- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 21 年規則第 143 号）の施行の日において基本給月額が減額改定の対象となる職員にあっては、当該基本給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、それを切捨てた額））に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。また、人事交流により採用された職員若しくは国立大学法人等を退職し、引き続き本学に採用された職員にあっては、同様に取り扱う。
- 5 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 8 条中の次の表における左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 号	3 号
3 号	2 号
2 号	1 号

- ただし、平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 8 条中の次に表における左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 号	2 号
3 号	1 号
2 号	0 号

- 6 第 15 条中「100 分の 12」とあるのは、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日の間においては、「100 分の 11」と読み替える。
- 7 初任給、昇給、昇格の基準は、別に定める場合を除き、国家公務員の例に準じて取り扱う。

8 この規程施行の際最初の企画担当部長に係る管理職手当の割合及び管理職員特別勤手当の手当額については、第14条の表及び第22条第1項の表に係わらず、当分の間、次のとおりとする。

(1) 管理職手当の割合 16%

(2) 管理職員特別勤務手当の手当額（実働時間が6時間を超える勤務） 8,000円
（12,000円）

9 最初の企画担当部長に係る第23条第4項の表に規定する加算率は、当分の間、適用しないものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第14条第1項の管理職手当及び同条第5項の職務手当の支給額が施行日の直前に支給されていた額に達しないこととなる職員には、当該手当のほか、当該手当に施行日の直前に受けていた手当に100分の99.76を乗じて得た額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を当該手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日 100分の25

附 則

この規程は、平成20年1月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、平成18年3月31日から基本給調整額に相当する手当が支給されていた職員には、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、第11条第2項に基づき算出される額と平成18年3月31日時点の額に100分の99.76を乗じて得た額との差額に相当する額に相当する額に100分の25を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を基本給調整額として支給する。

3 第14条第1項の管理職手当の支給額が施行日の直前に支給されていた額に達しないこととなる職員には、当該手当のほか、当該手当に施行日の直前に受けていた手当との差額に相当する額を加算した額を当該手当として支給する。

4 前項の規定は、施行日以前から職務の任期が継続されている職員に限る。

附 則

1 この規程は、平成21年6月26日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第5項、第24条第6項及び第7項の適用については、第23条第5項の表中6月1日の項の欄中「100分の140（100分の75）」とあるのは「100分の125（100分の70）」と、「100分の120（100分の65）」とあるのは「100分の110（100分の60）」と、第24条第6項中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、「100分の190」とあるのは「100分の170」と、同項の表

勤務成績	成 績 率			
	一般の職員		特定管理職員	
特に優秀	100分の93以上		100分の119以上	
優秀	100分の82.5以上		100分の105.5以上	
	100分の93未満		100分の119未満	
良好	100分の72		100分の92	
不良	100分の72未満		100分の92未満	
	6月期	12月期	6月期	12月期
優秀(再雇用職員)	100分の35超	100分の40超	100分の45超	100分の50超
良好(再雇用職員)	100分の35	100分の40	100分の45	100分の50
不良(再雇用職員)	100分の35未満	100分の40未満	100分の45未満	100分の50未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率			
	一般の職員		特定管理職員	
特に優秀	100分の87以上		100分の106以上	
優秀	100分の77以上		100分の94以上	
	100分の87未満		100分の106未満	
良好	100分の67		100分の82	
不良	100分の67未満		100分の82未満	
	6月期	12月期	6月期	12月期
優秀(再雇用職員)	100分の30超	100分の40超	100分の40超	100分の50超
良好(再雇用職員)	100分の30	100分の40	100分の40	100分の50
不良(再雇用職員)	100分の30未満	100分の40未満	100分の40未満	100分の50未満

と、第7項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第24条の2第2項の適用について

は、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第5項、第24条第6項及び第7項の適用については、第23条第5項の表中12月1日の項の欄中「100分の150（100分の85）」とあるのは「100分の150（100分の80）」と、「100分の130（100分の75）」とあるのは「100分の125（100分の70）」と、第24条第6項中「100分の180」とあるのは「100分の190」と、同項の表中「100分の35超」とあるのは「100分の40超」と、「100分の35」とあるのは「100分の40」と、「100分の35未満」とあるのは「100分の40未満」と、「100分の113以上」とあるのは「100分の119以上」と、「100分の100以上100分の113未満」とあるのは「100分の105.5以上100分の119未満」と、「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「100分の87未満」とあるのは「100分の92未満」と、「100分の45超」とあるのは「100分の50超」と、「100分の45」とあるのは「100分の50」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の50未満」と、第7項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の35」とあるのは「100分の40」と、「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に満63歳となる者における第25条第3項の適用については、同条同項中「満64歳又は満65歳」とあるのは、「満64歳」と読み替える。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号がその職務の級における最低の号でないものに限る。（以下この項及び次項において「特定職員」という。））に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以降、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 基本給 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第29条の規定を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半減を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額（当該特定職員が第29条の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給

月額からその半額を減じた額。以下同じ。)に達しない場合(以下この項において「最低号に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額(以下この項において「基本給月額減額基礎額」という。))

- (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定職員の基本給月額及び管理職手当月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額及び管理職手当に対する地域手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額(第23条に規定する役職段階別加算額及び管理職加算額が加算される職員にあつては、当該額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
事務・技術職基本給表	6級
教育職基本給表	5級

- 3 前項の規定は、特定職員が受ける第26条から第29条に掲げる給与についても適用する。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条及び第20条並びに第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条により算出した給与額から、基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定日数を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定日数を乗じたもので除して得た

額)に相当する額を減じた額とする。

- 5 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第5項、第24条第6項及び第7項の適用については、第23条第5項の表中12月1日の項の欄中「100分の137.5(100分の80)」とあるのは「100分の135(100分の80)」と、「100分の117.5(100分の70)」とあるのは「100分の115(100分の70)」と、第24条第6項中「100分の135」とあるのは「100分の130」と、「100分の175」とあるのは「100分の170」と、同項の表中「100分の83.5以上」とあるのは「100分の81以上」と、「100分の74以上100分の83.5未満」とあるのは「100分の71.5以上100分の81未満」と、「100分の64.5」とあるのは「100分の62」と、「100分の64.5未満」とあるのは「100分の62未満」と、「100分の32.5超」とあるのは「100分の30超」と、「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、「100分の32.5未満」とあるのは「100分の30未満」と、「100分の109.5以上」とあるのは「100分の107以上」と、「100分の97以上100分の109.5未満」とあるのは「100分の94.5以上100分の107未満」と、「100分の84.5」とあるのは「100分の82」と、「100分の84.5未満」とあるのは「100分の82未満」と、「100分の42.5超」とあるのは「100分の40超」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の42.5未満」とあるのは「100分の40未満」と、第7項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 6 附則第2項の規定が適用される間、第24条第7項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第2項の規定より給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成22年12月に支給する勤勉手当 100分の0.975(特定管理職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定管理職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額)
 - (2) 平成23年6月から平成26年6月までに支給する勤勉手当 100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額)
 - (3) 平成26年12月に支給する勤勉手当 100分の1.2375(特定管理職員にあっては、100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5(特定管理職員にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額)
 - (4) 平成27年6月に支給する勤勉手当 100分の1.125(特定管理職員にあっては、100分の1.425)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額)
 - (5) 平成27年12月に支給する勤勉手当 100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)

)

- (6) 平成28年6月以降に支給する勤勉手当 100分の1.2(特定管理職員にあっては、100分の1.5)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80(特定管理職員にあっては、100分の100)を乗じて得た額)
 - (7) 平成28年12月に支給する勤勉手当 100分の1.35(特定管理職員にあっては、100分の1.65)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額)
 - (8) 平成29年6月以降に支給する勤勉手当 100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)
 - (9) 平成29年12月に支給する勤勉手当 100分の1.425(特定管理職員にあっては、100分の1.725)を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)
- 7 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き、結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあっては、基本給の半減までの期間を1年間とする。
- 3 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において43歳に満たない職員(昭和43年4月2日以降に生まれた職員)のうち、平成22年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において第8条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号は、平成18年改正規程附則第5項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 4 前項の調整対象昇給日に昇給した職員のうち、次に掲げる職員は調整の対象から除く。
 - (1) 指定職基本給表の適用を受ける職員
 - (2) 調整対象昇給日の昇給後の号が、最高号である職員
 - (3) 調整対象昇給日の前年の昇給日以降に採用された職員の昇給の号数と、調整対象昇給日の昇給抑制がないものとした場合の期間割昇給号数とが等しくなる職員(以下「期間割非抑制職員」という。)
 - (4) 調整対象昇給日から調整日までに期間(以下「特定期間」という。)に俸給表異動等をした職員のうち次に該当する場合
 - イ 調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動等があったものとした場合に、調整対象昇給日に最高号を受けることとなるもの
 - ロ 期間割非抑制職員に該当することとなるもの
- 5 第3項の権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げるものとする。
 - (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者で、採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月1日(特定職員にあっては平成21年10月1

日) 前となるもの

(2) 調整対象昇給日前に人事交流等により辞職出向し、特定期間に人事交流等により引き続いて職員となった者のうち、調整対象昇給日において受けることとなる号が最高号でないもの

(3) 特定期間に俸給表異動等をした職員のうち次に該当する場合

イ 調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日に受ける号が最高号でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、新たに職員となった日から当該俸給表異動等後の職務に在職していた場合に、採用日から調整年数を遡った日が平成21年1月1日(特定職員にあつては平成21年10月1日)前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職等の期間(休暇のために引き続いて勤務していなかった期間を含む。)があった職員であつて、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復帰等をした者のうち、復職等の日又は同日後の最初の昇給日に復職時調整をした職員であつて、当該復職時調整の号が、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの期間に係る調整数について標準号数の号数に1を加えた場合の復職時調整の号を下回ることとなる職員。

6 調整日以降に採用された職員で、調整日において43歳に満たない職員については、初任給に関する経過措置において、調整対象昇給日における昇給抑制効果は適用しない。

7 第3項から前項に定めるもののほか、平成23年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において次に掲げる職員(同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員である者を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第8条の規定により昇給その他の号の決定の状況(以下この項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規則第18号)附則第5項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる職員にあつては、2号)上位の号とする。

(1) 調整日において、30歳以上36歳未満の職員(昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員1号上位

(2) 調整日において、30歳に満たない職員(昭和57年4月2日以降に生まれた職員)のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかにのみに該当する職員1号上位

(3) 調整日において30歳に満たない職員(昭和57年4月2日以降に生まれた職員)

で最高号の1号下位の号を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員1号上位

(4) 調整日において30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以降に生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員（ただし、前号に該当する職員を除く2号上位

3 前項の平成19年昇給等抑制職員は次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年1月1日の昇給において抑制された職員

(2) 平成19年1月1日以後に新たに採用された職員で、その初任給決定において、平成19年1月1日昇給の抑制効果を受けた職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に、人事交流等により引き続いて職員となった者のうち、仮定計算上の平成19年1月1日において抑制された職員

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に、上位資格取得等により号を決定された職員で、その号の決定において平成19年1月1日昇給の抑制効果を受けた職員

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に、基本給異動等をした職員で、その号の決定において平成19年1月1日昇給の抑制効果を受けた職員

4 第2項の平成20年昇給等抑制職員とは、前項各号の規定を準用する。この場合において、「平成19年1月1日」とあるのは「平成20年1月1日」と読み替えるものとする。

5 第2項の平成21年昇給等抑制職員とは、第3項各号の規定を準用する。この場合において、「平成19年1月1日」とあるのは「平成21年1月1日」と読み替えるものとする。

6 前3項における昇給等抑制職員は、原則、昇給区分D以上で昇給した職員又は昇給号数を期間割りされた職員は、抑制がなかったものとして期間割りした号が1号高くなる職員のみ対象とする。

7 第3項から第5項における昇給等抑制職員について、次に掲げる職員は、昇給等抑制職員の対象から除く。

(1) 昇給後に、上位資格取得等、基本給表異動等で号を決定された職員で、その号の決定過程において抑制されていない職員

(2) 復職時調整の結果、抑制されていない職員

8 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等の期間がある職員であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職した者の復職時調整において、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日の昇給の抑制効果を受けた職員については、他の職員との権衡上調整が必要と認められる場合には、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

9 調整日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、昇給抑制効果は適用はしない。

- (1) 調整日において36歳に満たない職員平成21年1月1日における昇給抑制効果
- (2) 調整日において30歳に満たない職員平成21年1月1日及び平成20年1月1日における昇給抑制効果

10 第2項から前項に定めるもののほか、平成24年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月23日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 外国語学部の編入学に係る業務の点数は、第22条の2第1項の表の編入学の点数に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において次に掲げる職員（同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年規則第89号。以下「平成24年改正規程」という。）附則第2項に規定する調整考慮事項及び平成24年4月1日における号の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第18号）附則第5項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

(1) 調整日において、31歳以上37歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(2) 調整日において、37歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

3 前項の号の調整にあたっては、平成24年改正規程附則第3項から第8項を準用する。この場合において「調整日」とあるのは、「平成25年4月1日」と読み替えるものとする。

4 調整日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、昇給抑制効果は適用はしない。

(1) 調整日において45歳に満たない職員 平成22年1月1日における昇給抑制効果

(2) 調整日において39歳に満たない職員 平成22年1月1日及び平成21年1月1日における昇給抑制効果

(3) 調整日において37歳に満たない職員 平成22年1月1日、平成21年1月1日及び平成20年1月1日における昇給抑制効果

5 第2項から前項に定めるもののほか、平成25年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において次に掲げる職員（同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年規則第89号。以下「平成24年改正規程」という。）附則第2項に規定する調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号は、国立大学法人東京外国語大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第18号）附則第5項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。
 - (1) 調整日において38歳に満たない職員（昭和51年4月2日以後に生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
 - (2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員（昭和44年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた職員）のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 前項の号の調整にあたっては、平成24年改正規程附則第3項から第8項を準用する。この場合において「調整日」とあるのは、「平成26年4月1日」と読み替えるものとする。
- 4 調整日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、昇給抑制効果は適用しない。
 - (1) 調整日において45歳の職員 平成22年1月1日における昇給抑制効果
 - (2) 調整日において40歳以上45歳未満の職員 平成22年1月1日及び平成21年1月1日における昇給抑制効果
 - (3) 調整日において38歳以上40歳未満の職員 平成22年1月1日、平成21年1月1日及び平成20年1月1日における昇給抑制効果
 - (4) 調整日において38歳に満たない職員 平成22年1月1日、平成21年1月1日、平成20年1月1日及び平成19年1月1日における昇給抑制効果
- 5 第2項から前項に定めるもののほか、平成26年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月2日から施行する。ただし、第4条、第12条及び第17条については、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成27年1月1日における昇給について、第8条中の次の表における左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4号	3号
3号	2号

3 平成27年1月1日以降に採用された職員の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、在職者との権衡を考慮し、昇給抑制効果を適用する。

(1) 平成26年4月1日（以下「基準日」という。）において46歳以上の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日、平成22年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(2) 基準日において45歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(3) 基準日において40歳から44歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(4) 基準日において38歳から39歳の職員 平成19年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(5) 基準日において37歳以下の職員 平成27年1月1日における昇給抑制効果

4 第2項から前項に定めるもののほか、平成27年1月1日以降の号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22条の2については、平成26年12月1日から適用する。

2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（基本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあたっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。また、人事交流により採用された職員若しくは国立大学法人等を退職し、引き続き本学に採用された職員にあっても、任用の事情等を考慮し、同様に取り扱うことができる。

基本給表	職務の級
事務・技術職基本給表	6級
教育職基本給表	5級

3 第18条に規定する単身赴任手当については、平成28年3月31日までの間、同条に規定する手当額にかかわらず、次の表に掲げる手当額とする。

交通用具の距離	手当額
---------	-----

100 キロメートル未満	26,000 円
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	32,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	39,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	46,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	52,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	59,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	64,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	69,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	74,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	79,000 円
2,500 キロメートル以上	84,000 円

4 この規程が施行される際に就任するアジア・アフリカ言語文化研究所長に係る給与の取扱いについては、現任期に限り、次のとおりとする。

- (1) 第 1 4 条に規定する管理職手当の手当額 120,000 円
- (2) 第 2 2 条に規定する管理職員特別勤務手当における休日の勤務（実働時間が 6 時間を超える場合） 10,000 円（15,000 円）
- (3) 第 2 3 条第 4 項に規定する期末手当の管理職加算額における加算率 100 分の 15
- (4) 第 2 3 条第 5 項に規定する期末手当の期別支給割合 基準日に応じた特定管理職員の支給割合
- (5) 第 2 4 条第 6 項に規定する勤勉手当の成績率 特定管理職員の成績率
- (6) 第 2 4 条第 7 項に規定する勤勉手当の総額 特定管理職員に適用される計算式で算出される総額

附 則

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 4 条第 6 項及び第 7 項、第 2 4 条の 2 第 2 項の規定は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日より適用する。
- 2 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 2 4 条第 6 項及び第 7 項の適用については、第 2 4 条 6 項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 200」とあるのは「100 分の 210」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 99 以上	100 分の 125 以上

優秀	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満	100 分の 111 以上 100 分の 125 未満
良好	100 分の 77	100 分の 97
不良	100 分の 77 未満	100 分の 97 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 37.5 超	100 分の 47.5 超
良好(再雇用職員)	100 分の 37.5	100 分の 47.5
不良(再雇用職員)	100 分の 37.5 未満	100 分の 47.5 未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 106 以上	100 分の 132 以上
優秀	100 分の 94 以上 100 分の 106 未満	100 分の 117 以上 100 分の 132 未満
良好	100 分の 82	100 分の 102
不良	100 分の 82 未満	100 分の 102 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 40 超	100 分の 50 超
良好(再雇用職員)	100 分の 40	100 分の 50
不良(再雇用職員)	100 分の 40 未満	100 分の 50 未満

と、第 7 項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。

- 4 平成 27 年 12 月に支給する期末特別手当に関する改正後の第 24 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

附 則

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 24 条第 6 項及び第 7 項並びに第 24 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 13 条第 1 項ただし書きは適用せず、同条第 2 項の適用については、同項に規定する手当額にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める手当額とする。
 - 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 6,500 円（職員に配偶者がいない場合で満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を扶養親族としていない場合にあつてはそのうち 1 人については 9,000 円）
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち 1 人については 10,000 円）

(2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1 人につき 6,500 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	1 人につき 10,000 円

(3) 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

対 象 者	手 当 額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1 人につき 6,500 円（事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるものについては 3,500 円）
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	
満 60 歳以上の父母及び祖父母	
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	1 人につき 10,000 円
満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	

3 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 24 条第 6 項及び第 7 項の適用については、第 24 条 6 項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 180」と、「100 分の 210」とあるのは「100 分の 220」と、同項の表

勤 務 成 績	成 績 率
---------	-------

	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 105 以上	100 分の 131 以上
優秀	100 分の 93.5 以上 100 分の 105 未満	100 分の 116.5 以上 100 分の 131 未満
良好	100 分の 82	100 分の 102
不良	100 分の 82 未満	100 分の 102 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 42 超	100 分の 52 超
良好(再雇用職員)	100 分の 38.5	100 分の 48.5
不良(再雇用職員)	100 分の 38.5 未満	100 分の 48.5 未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 112 以上	100 分の 138 以上
優秀	100 分の 99.5 以上 100 分の 112 未満	100 分の 122.5 以上 100 分の 138 未満
良好	100 分の 87	100 分の 107
不良	100 分の 87 未満	100 分の 107 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 44.5 超	100 分の 54.5 超
良好(再雇用職員)	100 分の 41	100 分の 51
不良(再雇用職員)	100 分の 41 未満	100 分の 51 未満

と、第7項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

- 4 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第22条の2の規定は、平成28年9月1日から、改正後の第15条第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項、第12条第2項、第24条第6項及び第7項並びに第24条の2第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100分の180」とあるのは「100分の190」と、「100分の220」とあるのは「100分の230」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の110以上	100分の134以上
優秀	100分の98.5以上100分の110未満	100分の119.5以上100分の134未満
良好	100分の87	100分の107
不良	100分の87未満	100分の107未満
優秀(再雇用職員)	100分の44.5以上	100分の54.5以上
良好(再雇用職員)	100分の41	100分の51
不良(再雇用職員)	100分の41未満	100分の51未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の115以上	100分の139以上
優秀	100分の103.5以上100分の115未満	100分の124.5以上100分の139未満
良好	100分の92	100分の112
不良	100分の92未満	100分の112未満
優秀(再雇用職員)	100分の47以上	100分の57以上
良好(再雇用職員)	100分の43.5	100分の53.5
不良(再雇用職員)	100分の43.5未満	100分の53.5未満

と、第7項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるの

は「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

4 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

5 平成30年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員であるものを除く。）のうち、平成27年1月1日の第8条の規定による昇給その他の号の決定状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の調整日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

6 調整日以後に採用された職員（調整日において37歳に満たない職員を除く。）の初任給に関する経過措置において、次に掲げる職員については、在職者との均衡を考慮し、昇給抑制効果を適用する。

(1) 調整日において50歳以上の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日、平成22年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(2) 調整日において49歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(3) 調整日において44歳から48歳の職員 平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(4) 調整日において42歳から43歳の職員 平成19年1月1日及び平成27年1月1日における昇給抑制効果

(5) 調整日において37歳から41歳の職員 平成27年1月1日における昇給抑制効果

7 第5項から前項に定めるもののほか、平成30年4月1日における号の調整に関しては、国家公務員の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、改正後の第23条第5項、第24条第6項及び第7項並びに第24条の2第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100分の180」とあるのは「100分の190」と、「100分の220」とあるのは「100分の230」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の110以上	100分の134以上

優秀	100 分の 98.5 以上 100 分の 110 未満	100 分の 119.5 以上 100 分の 134 未満
良好	100 分の 87	100 分の 107
不良	100 分の 87 未満	100 分の 107 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 44.5 以上	100 分の 54.5 以上
良好(再雇用職員)	100 分の 41	100 分の 51
不良(再雇用職員)	100 分の 41 未満	100 分の 51 未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100 分の 115 以上	100 分の 139 以上
優秀	100 分の 103.5 以上 100 分の 115 未満	100 分の 124.5 以上 100 分の 139 未満
良好	100 分の 92	100 分の 112
不良	100 分の 92 未満	100 分の 112 未満
優秀(再雇用職員)	100 分の 49.5 以上	100 分の 59.5 以上
良好(再雇用職員)	100 分の 46	100 分の 56
不良(再雇用職員)	100 分の 46 未満	100 分の 56 未満

と、第 7 項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 115」と、「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 47.5」と、「100 分の 52.5」とあるのは「100 分の 57.5」と読み替えるものとする。

- 3 平成 30 年 12 月に支給する期末特別手当に関する改正後の第 24 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 172.5」とあるのは「100 分の 177.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 22 条の 2 の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- この規程は、令和 2 年 1 月 30 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 16 条及び第 19 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 16 条の規定の施行日の前日において同条の規定により住居手当が支給されていた

職員で、施行日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、改正前の手当額（以下、旧手当額）から改正後の同条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなるものに対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同条の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び同条第7項の適用については、第24条第6項中「100分の190」とあるのは「100分の195」と、「100分の230」とあるのは「100分の235」と、同項の表

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の115以上	100分の139以上
優秀	100分の103.5以上100分の115未満	100分の124.5以上100分の139未満
良好	100分の92	100分の112
不良	100分の92未満	100分の112未満
優秀(再雇用職員)	100分の47以上	100分の57以上
良好(再雇用職員)	100分の43.5	100分の53.5
不良(再雇用職員)	100分の43.5未満	100分の43.5未満

とあるのは

勤務成績	成 績 率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の117.5以上	100分の141.5以上
優秀	100分の106以上100分の117.5未満	100分の127以上100分の141.5未満
良好	100分の94.5	100分の114.5
不良	100分の94.5未満	100分の114.5未満
優秀(再雇用職員)	100分の47以上	100分の57以上
良好(再雇用職員)	100分の43.5	100分の53.5
不良(再雇用職員)	100分の43.5未満	100分の43.5未満

と、第7項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と読み替えるものとする。

4 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第24条の2第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第22条の表中広報・社会連携室長に係る規定は令和2年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年1月31日から施行し、令和4年12月1日より適用する。

2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第24条第6項及び第7項の適用については、第24条6項中「100分の200」とあるのは「100分の210」と、「100分の240」とあるのは「100分の250」と、同項の表

勤務成績	成績率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の119以上	100分の143以上
優秀	100分の107.5以上	100分の128.5以上
	100分の119未満	100分の143未満
良好	100分の96	100分の116
不良	100分の87.5以下	100分の106.5以下
優秀（再雇用職員）	100分の49以上	100分の59以上
良好（再雇用職員）	100分の45.5	100分の55.5
不良（再雇用職員）	100分の43.5以下	100分の53.5以下

とあるのは

勤務成績	成績率	
	一般の職員	特定管理職員
特に優秀	100分の124以上	100分の148以上

優秀	100 分の 112.5 以上 100 分の 124 未満	100 分の 133.5 以上 100 分の 148 未満
良好	100 分 101	100 分の 121
不良	100 分の 92.5 以下	100 分の 111.5 以下
優秀（再雇用職員）	100 分の 51.5 以上	100 分の 61.5 以上
良好（再雇用職員）	100 分の 48	100 分の 58
不良（再雇用職員）	100 分の 46 以下	100 分の 56 以下

と、第 7 項中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」と、「100 分の 57.5」とあるのは「100 分の 60」と読み替えるものとする。

- 3 令和 4 年 1 2 月に支給する期末特別手当に関する改正後の第 2 4 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 167.5」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、令和 6 年 1 月 2 9 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 項、第 1 2 条第 2 項、第 2 3 条第 5 項、第 2 4 条第 6 項及び第 7 項並びに第 2 4 条の 2 第 2 項の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 当分の間、職員の基本給月額を、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される基本給表の基本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。
- 前項の規定は、教育職基本給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 就業規則第 1 3 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第 2 項の規定により当該職員の受ける基本給月額（以下「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。以下「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第 2 項の規定により当該職員の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。

- 5 前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の受ける基本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高号の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高号の基本給月額と当該職員の受ける基本給月額」とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1-イ 事務・技術職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							

97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
再雇用職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-口 技能職基本給表

職務の級	1級	2級	3級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900
2	148,100	201,200	221,000
3	149,100	202,200	221,900
4	150,100	203,000	222,800
5	151,200	203,700	223,800
6	152,300	205,200	225,100
7	153,400	206,500	226,300
8	154,400	207,600	227,400
9	155,300	208,900	228,700
10	156,400	209,600	230,300
11	157,500	210,400	231,800
12	158,600	211,100	233,000
13	159,500	212,200	234,100
14	160,600	213,100	235,300
15	161,800	214,000	236,500
16	162,900	214,800	237,400
17	164,000	215,700	238,000
18	165,400	216,700	238,400
19	166,700	217,600	238,800
20	167,900	218,500	239,300
21	169,000	219,200	239,800
22	170,200	220,000	241,100
23	171,400	220,800	242,300
24	172,600	221,400	243,200
25	173,700	222,100	244,300
26	175,200	222,600	245,500
27	176,700	223,000	246,700
28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700
30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500
41	196,800	234,500	260,400
42	198,200	235,500	261,300
43	199,400	236,400	262,200
44	200,600	237,200	263,200
45	202,100	238,000	263,800
46	203,100	238,800	264,700
47	204,000	239,500	265,700
48	205,100	240,100	266,600
49	206,200	240,700	267,600
50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200
52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400
59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900
76	223,000	257,100	288,700

77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200
94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700
97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500
104	231,200	264,800	300,800
105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900
108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000
111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900
122		269,300	306,200
123		269,600	306,500
124		269,900	306,700
125		270,100	306,900
126		270,300	307,200
127		270,600	307,500
128		270,900	307,700
129		271,100	307,900
130		271,300	308,200
131		271,600	308,500
132		271,900	308,700
133		272,100	308,900
134		272,300	
135		272,600	
136		272,900	
137		273,100	
再雇用職員	194,600	205,700	224,200

備考 この表は、自動車運転手に適用する。

別表第1ーハ 看護職基本給表

職務の級	1級	2級	3級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6	190,800	220,600	259,900
7	192,300	222,400	260,700
8	193,800	224,100	261,400
9	195,000	225,800	262,100
10	196,700	227,200	262,800
11	198,300	228,500	263,600
12	199,800	229,400	264,300
13	201,200	230,800	265,100
14	203,200	231,800	266,000
15	205,300	232,800	266,800
16	207,300	233,700	267,700
17	209,300	234,800	268,200
18	211,300	236,200	269,000
19	213,400	237,600	269,800
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300
26	225,000	247,000	275,000
27	226,100	248,400	275,800
28	227,100	249,700	276,600
29	228,200	251,100	277,600
30	229,000	252,100	278,700
31	229,800	252,900	280,100
32	230,500	253,600	281,300
33	231,600	254,400	282,500
34	232,800	255,300	283,800
35	233,900	256,200	284,900
36	234,900	256,900	286,100
37	235,900	257,600	287,500
38	237,200	258,500	288,600
39	238,500	259,400	289,700
40	239,700	260,300	290,700
41	240,500	260,700	291,700
42	241,500	261,500	292,900
43	242,500	262,300	294,100
44	243,500	263,000	295,300
45	244,500	263,700	296,400
46	245,500	264,400	297,700
47	246,400	265,100	299,000
48	247,200	265,800	300,200
49	248,000	266,500	301,300
50	248,900	267,300	302,500
51	249,800	268,000	303,700
52	250,600	268,900	305,000
53	251,200	269,800	306,400
54	252,100	270,900	307,700
55	253,000	272,000	309,000
56	253,800	273,200	310,200
57	254,500	274,400	311,000
58	255,400	275,800	312,200
59	256,000	277,100	313,400
60	256,800	278,400	314,800
61	257,500	279,600	315,900
62	258,200	280,800	317,200
63	258,900	281,900	318,400
64	259,600	283,000	319,600
65	260,200	284,000	320,800
66	260,900	285,200	322,100
67	261,500	286,400	323,300
68	262,100	287,400	324,500
69	262,700	288,400	325,200
70	263,300	289,800	326,300
71	264,100	291,100	327,400
72	264,900	292,300	328,300
73	266,100	293,300	329,400
74	267,200	294,600	330,100
75	268,200	295,800	331,200
76	269,200	297,000	332,300

77	270,100	298,300	333,400
78	271,000	299,500	334,600
79	271,900	300,700	335,700
80	272,800	301,900	336,800
81	273,600	302,400	337,900
82	274,500	303,600	339,000
83	275,400	304,700	340,000
84	276,000	305,800	341,100
85	276,700	306,900	342,000
86	277,400	308,100	343,000
87	278,100	309,300	343,900
88	278,800	310,400	344,900
89	279,600	311,500	345,800
90	280,400	312,700	346,600
91	281,200	313,900	347,400
92	282,000	315,000	348,200
93	282,800	315,800	348,800
94	283,800	316,500	349,400
95	284,700	317,200	350,100
96	285,600	317,800	350,700
97	286,200	318,300	351,100
98	286,800	318,600	351,500
99	287,400	319,200	352,000
100	288,300	319,800	352,400
101	289,100	320,200	352,900
102	289,900	320,800	353,300
103	290,700	321,400	353,800
104	291,500	321,900	354,200
105	292,100	322,300	354,500
106	292,600	322,800	355,000
107	293,100	323,300	355,400
108	293,500	323,800	355,700
109	293,700	324,200	356,200
110	294,000	324,600	356,700
111	294,200	324,900	357,200
112	294,500	325,200	357,700
113	294,800	325,500	358,200
114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		

159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		
164	309,900		
165	310,300		
166	310,600		
167	310,900		
168	311,200		
169	311,600		
再雇用職員	236,100	256,400	263,600

備考 この表は、看護師に適用する。

別表第1-2 教育職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600

77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		
105	311,000	363,300	424,700		
106	311,300	363,700	425,000		
107	311,600	364,200	425,300		
108	311,900	364,700	425,600		
109	312,100	365,100	425,900		
110	312,500	365,600	426,200		
111	312,900	366,100	426,500		
112	313,300	366,500	426,800		
113	313,600	366,900	427,100		
114	314,000	367,300	427,400		
115	314,300	367,800	427,700		
116	314,600	368,200	428,000		
117	314,900	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,500	370,600			
123	316,800	371,100			
124	317,100	371,400			
125	317,400	371,800			
126	317,600	372,300			
127	317,900	372,800			
128	318,300	373,200			
129	318,600	373,600			
130	318,900	374,100			
131	319,300	374,600			
132	319,500	375,100			
133	319,700	375,600			
134	320,000	376,100			
135	320,300	376,600			
136	320,500	377,100			
137	320,800	377,600			
138	321,000	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				
再雇用職員	236,600	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。

別表第1－ホ 指定職基本給表

号	基本給月額 円
1	636,000
2	672,000
3	708,000
4	731,000
5	753,000
6	763,000

備考 この表は、学長が指定する職員に適用する。

別表第2 基本給調整額適用区分表(第11条関係)

勤務箇所	適用する職員	調整数
大学院の研究科	1 教授、准教授及び講師で大学院の研究科の担当を命ぜられている者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)に従事する者(4人以上の学生を指導する者に限る。)	3
	2 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、講義等を2単位以上担当する者又は主任指導に従事する者(1に掲げる者を除く。)	2
	3 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士前期課程を担当する者で、講義等を2単位以上担当する者又は主任指導に従事する者(1及び2に掲げる者を除く。)	2

別表第3 基本給調整額の基準額

職名	基準額
講師	11,900円 ただし、1号11,857円
准教授	12,700円
教授	15,000円